

「村上市民憲章制定に向けての提言」について

■ 趣旨

市民憲章については、合併協議の中で「合併後市制周年記念式典に合わせて、新しい基本理念で制定する」とされています。

市民憲章は、市民一人ひとりがまちづくりに主体的にかかわっていくための行動規範、指針となるものであり、平成23年度から「協働のまちづくり」を実施する本市にとっては重要なものとなります。

本委員会では、今後制定することとなる市民憲章に取り入れるべきことば（キーワード）について、市長に提言いただきます。

■ 委員会の運営

委員会の運営は、市の木・花・鳥の選定と同様に別紙1「村上市慣行審議委員会設置要綱」によるものとします。